

年末調整事務を担当する方へのお知らせ

年末調整における定額減税事務って

どうしたらいいの？

年末調整における定額減税事務とは

令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）が実施されることとなりました。

給与所得者に対する定額減税は、扶養控除等申告書を提出している給与所得者に対して、その給与の支払者のもとで、その給与等を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行われます。

源泉徴収義務者（給与等の支払者）は、

- ① 令和6年6月1日以後に支払う給与等に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除する事務
 - ② 年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき、年間の所得税額との精算を行う事務
- の二つの事務を行うことになり、②の事務のことを年末調整における定額減税事務といいます。

年末調整がよくわかるページのご案内

年末調整における定額減税事務を含めた年末調整事務の詳細については、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」に掲載していますので、是非ご利用ください。

※令和6年分については、令和6年9月頃から随時掲載予定です。



年末調整がよくわかるページ



個別相談会の受付

税務署では定額減税事務について不明な点がある場合は、随時、電話による事前予約制で相談を受け付けていますが、年末調整事務担当者向けの年末調整における定額減税事務についての個別相談会を以下の日程で開催します。

なお、当個別相談会についても、電話による「事前予約制」となっています。

開催日時	開催場所	定員	予約方法
令和6年11月21日(木) 9:30~15:30	札幌西税務署 4階 面接ブース	10名	【電話予約】 札幌西務署 法人課税2部門 TEL 011-666-5111 (代表)
令和6年11月27日(水) 9:30~15:30	札幌西税務署 4階 面接ブース	10名	【予約期限】 開催日前日15時まで